

緊急事案発生時の対応について

○弾道ミサイル発射に係る対応

Jアラートを通じて緊急情報が発信された場合、次のように対応する生徒を指導する。

(1)弾道ミサイルが日本の領土・領海に落下した場合

兵庫県への影響の有無に関わらず、安全が確保されるまで臨時休業とする。すでに登校している生徒については、学校に待機させ、安全の確保を図る。

(2)本県においてJアラートが作動した場合

生徒が登校前の場合は自宅待機とする。登校途中または在学中は下記の【避難行動】を参照に、安全を確保する。また、Jアラートを通じて「日本の領土・了解の上空を通過した」または「日本の領海外の海域に落下した」旨の情報が伝達されるまで自宅待機や避難行動を継続する。

【避難行動】

○屋外にいる場合

- ・近くの丈夫な建物の中、若しくは地下に避難する。
- ・物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

○屋内にいる場合

- ・出来るだけ窓から離れ、出来れば窓のない部屋に移動する。

(3)情報伝達

上記(1)、(2)の場合、ホームページ等を通じて、指示情報を提供する。

生徒の在校中に地震(津波)等緊急事案が発生した際の保護者との連絡・引き渡しについて

○地震(津波)等緊急時案発生直後

生徒の身体的安全確保を第一とし、建物の安全確認後に避難誘導する。点呼確認、必要に応じて応急処置等を行う。

○校内対策本部を設置後

生徒を安全な場所に収容し、震災情報の入手に努め保護者と連絡を取る。

- ・帰路と家庭の安全が確認できた生徒は、帰宅させる ➡ 帰宅の確認
- ・家庭の安全が未確認の生徒は、校内に残留させる ➡ 残留生徒の宿泊

○生徒の登下校中に地震(津波)が発生した場合

対策本部を設置し、生徒の安否確認および学校で保護すべき生徒への対応に努める。